

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房に置かれる技術審議官の定数を改めること。

(第二十条関係)

第二 自動車局に技術・環境政策課及び安全・環境基準課を置くこと。

(第三百三十条、第三百三十三条及び第三百三十七条関係)

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この政令は、令和二年四月一日から施行すること。

(附則関係)